

福岡県産業廃棄物排出事業者講習会

(令和6年度・医療廃棄物編)

福岡県 環境部 監視指導課

北九州市 環境局 環境監視部 産業廃棄物対策課

福岡市 環境局 環境監理部 産業廃棄物指導課

久留米市 環境部 廃棄物指導課

講習内容

| | | |
|---|-----------------|-----|
| 1 | 感染性廃棄物 | 3頁 |
| 2 | 保管基準 | 9頁 |
| 3 | 運搬に関する基準 | 11頁 |
| 4 | 委託基準 | 12頁 |
| 5 | 産業廃棄物管理票 | 14頁 |
| 6 | 水銀使用製品産業廃棄物の取扱い | 16頁 |
| 7 | 不適切事例・誤りが多い取扱い等 | 17頁 |

※保管基準、委託基準や委託契約等の全般については共通編にて説明するため、共通編を受講したうえで、こちらを受講してください。

参考資料

- ・ 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（以下「環境省マニュアル」と表記します）
令和5年5月 環境省環境再生・資源循環局
- ・ 廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）
平成29年3月21日 環廃産発第1703211号・環廃対発第1703212号
- ・ 電子マニフェストを利用した場合の帳簿作成等について
平成19年12月19日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 事務連絡
（紙マニフェストを使用した場合、当該紙マニフェストにより帳簿に代えることも可能である旨も記載がある）
- ・ 水銀廃棄物ガイドライン 第3版
令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

1 感染性廃棄物 (廃棄物の例)

医療関係機関等から発生する廃棄物の例 (産業廃棄物と一般廃棄物の区分)

| 種 類 | | 例 |
|-----------|--|---|
| 産業 廃棄物 | 燃え殻 | 焼却灰 |
| | 汚泥 | 血液(凝固したものに限り)、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥 |
| | 廃油 | アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油 |
| | 廃酸 | レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液 |
| | 廃アルカリ | レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液(凝固していない状態のもの)、その他アルカリ性の液 |
| | 廃プラスチック類 | 合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの |
| | ゴムくず | 天然ゴムの器具類、ディスプレイの手袋等 |
| | 金属くず | 金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの |
| | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの |
| | ばいじん | 大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの |
| 一般廃棄物 | 紙くず類、厨芥、繊維くず(包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類)、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等 | |

1 感染性廃棄物（定義）

感染性廃棄物の定義

排出場所

医療関係機関

- 病院
- 診療所
- 介護老人保健施設
- 助産所
- 動物の診療施設 など

判定基準

- 人に感染する病原体
- 人に感染するおそれのある病原体が含まれている、付着している又はこれらのおそれのある廃棄物

排出場所及び判定基準の、両方の要件を満たしているもの

例：血液の付着した注射針、採血管、輸液点滴セット（バッグを除く。）
透析等回路（ダイアライザー、チューブ等）

判断基準 (いずれかに該当する場合は感染性廃棄物)

| | | |
|---------------------|---|--|
| <p>1 形状</p> | <p>① 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。） （以下「血液等」という。） ②病理廃棄物（臓器、組織、皮膚等）（注1） ③病原体に関連した試験検査等に用いられたもの（注2） ④血液等が付着した鋭利なもの （破損したガラスくず等を含む。）（注3）</p> | <p>（注）次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱い ・血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等 ・血液等が付着していない鋭利なもの （注1）ホルマリン固定臓器等を含む。 （注2）病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等 （注3）医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等</p> |
| <p>2 排出場所</p> | <p>感染症病床（注4）、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> | <p>（注4）感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床</p> |
| <p>3 感染症の種類</p> | <p>①感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの ②感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材等（注5） ※紙おむつについては特定の感染症に係るものに限る。</p> | <p>（注5）・医療器材（注射針、メス、ガラスくず等） ・使い捨て以外の医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等） ・衛生材料（ガーゼ、脱脂綿、マスク等） ・標本（検体標本）等 ・紙おむつ ※なお、左記以外の感染症患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。</p> |

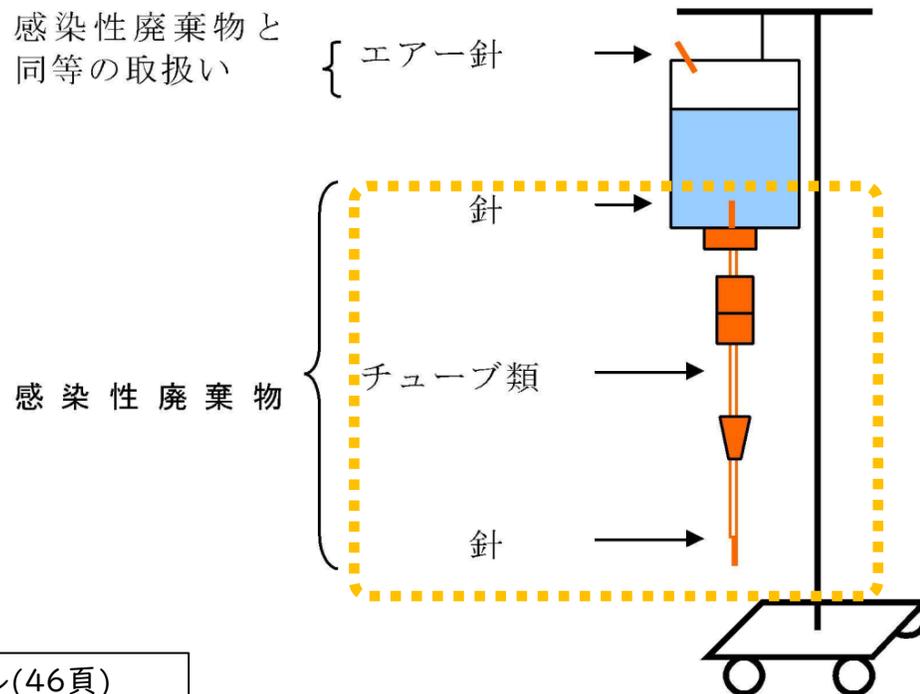
→上記1～3のいずれにも該当しない場合は、非感染性廃棄物
 （注6）これらの判断基準で判断できず、医師等が感染のおそれがあると判断する場合は、感染性廃棄物とする。
 環境省マニュアル 1. 4 感染性廃棄物の判断基準 及びフロー図（3～5頁）を参照すること。

1 感染性廃棄物（判断例）

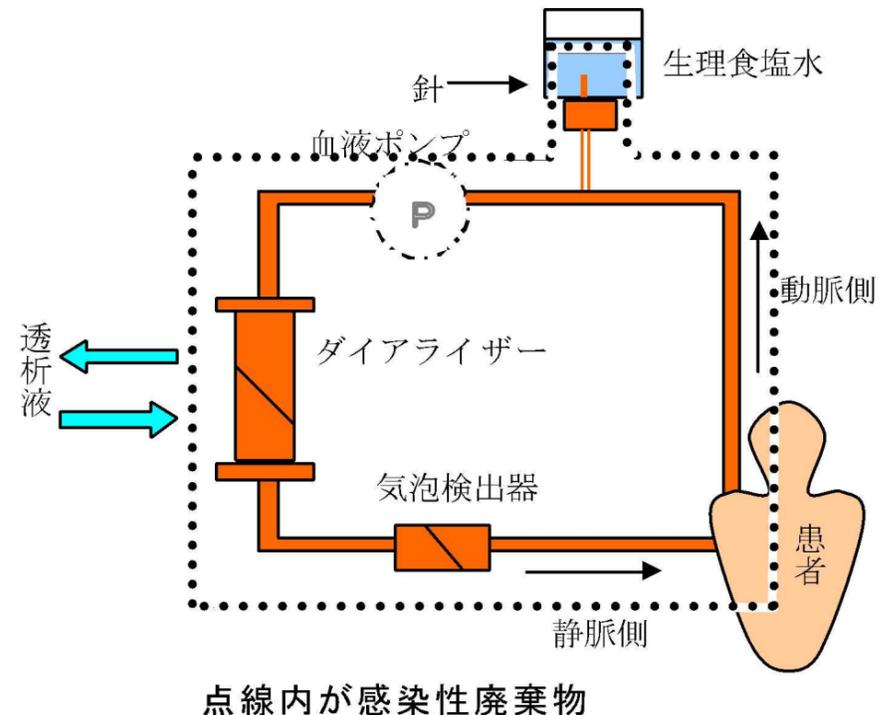
（参考）輸液点滴セット・透析等回路について

- ◆ **輸液点滴セット（バッグを除く。）**については、血液等が付着している針が分離されず一体的に使用されていることから、**感染性廃棄物に該当する。**
- ◆ **透析等回路（ダイアライザー、チューブ等）**については、これらに含まれている血液等が分離されず一体的に使用されていることから、**感染性廃棄物に該当する。**

(1) 輸液点滴セットについて



(2) 透析等回路について



1 感染性廃棄物（特別管理産業廃棄物の管理）

特別管理産業廃棄物について

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

- ・ 特別管理産業廃棄物の排出状況の把握
- ・ 特別管理産業廃棄物処理計画の立案
- ・ 適正な処理の確保（保管状況の確認、適正な委託業者の選定、マニフェストの交付、保管等）

| 資格（学校区分） | 課程 | 要件（必要年数等） |
|---|-------------------|-------------------------------|
| 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士 | | |
| 環境衛生指導員 | | 2年以上 |
| 大学、高専 | 医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学 | 卒業生又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者（※） |

※特別管理産業廃棄物管理責任者講習会（日本産業廃棄物処理振興センター）修了者を含む

(2) 帳簿の保存（特別管理産業廃棄物）

(3) 多量に廃棄物を排出する場合、計画及び実施状況の作成及び提出

- ・ 産業廃棄物：年間1,000 t以上、特別管理産業廃棄物：年間50 t以上 のいずれかに該当する場合

1 感染性廃棄物（特別管理産業廃棄物の管理）

帳簿に記載すべき事項

特別管理産業廃棄物の処理に関し帳簿を備え、毎月末までに前月中における次の事項を記載し、1年毎に閉鎖するとともに、閉鎖後事業場ごとに5年間保存しなければならない。

| | |
|--------|--|
| 運搬 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該感染性廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ・運搬年月日 ・ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ・積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 |
| 処分 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該感染性廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 ・処分年月日 ・ 処分方法ごとの処分量 ・処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 |
| 施設内処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・処分年月日 ・ 処分方法ごとの処分量 ・ 処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量 |
| 事業場外処理 | <ol style="list-style-type: none"> 運搬 <ul style="list-style-type: none"> ・当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ・ 運搬年月日 ・運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ・ 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 処分 <ul style="list-style-type: none"> ・当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ・ 処分年月日 ・処分方法ごとの処分量 ・ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 |

※なお「電子マニフェストの受渡確認票」又は「紙マニフェスト」が、帳簿の記載事項を網羅している場合は、これらを時系列的に保存、ファイリング等することで帳簿に代用することができる。（不足事項がある場合は追記など補足を行うこと。）

2 保管基準 (感染性廃棄物保管の留意点等)

特別管理産業廃棄物保管基準 (法第12条の2第2項、規則第8条の13)

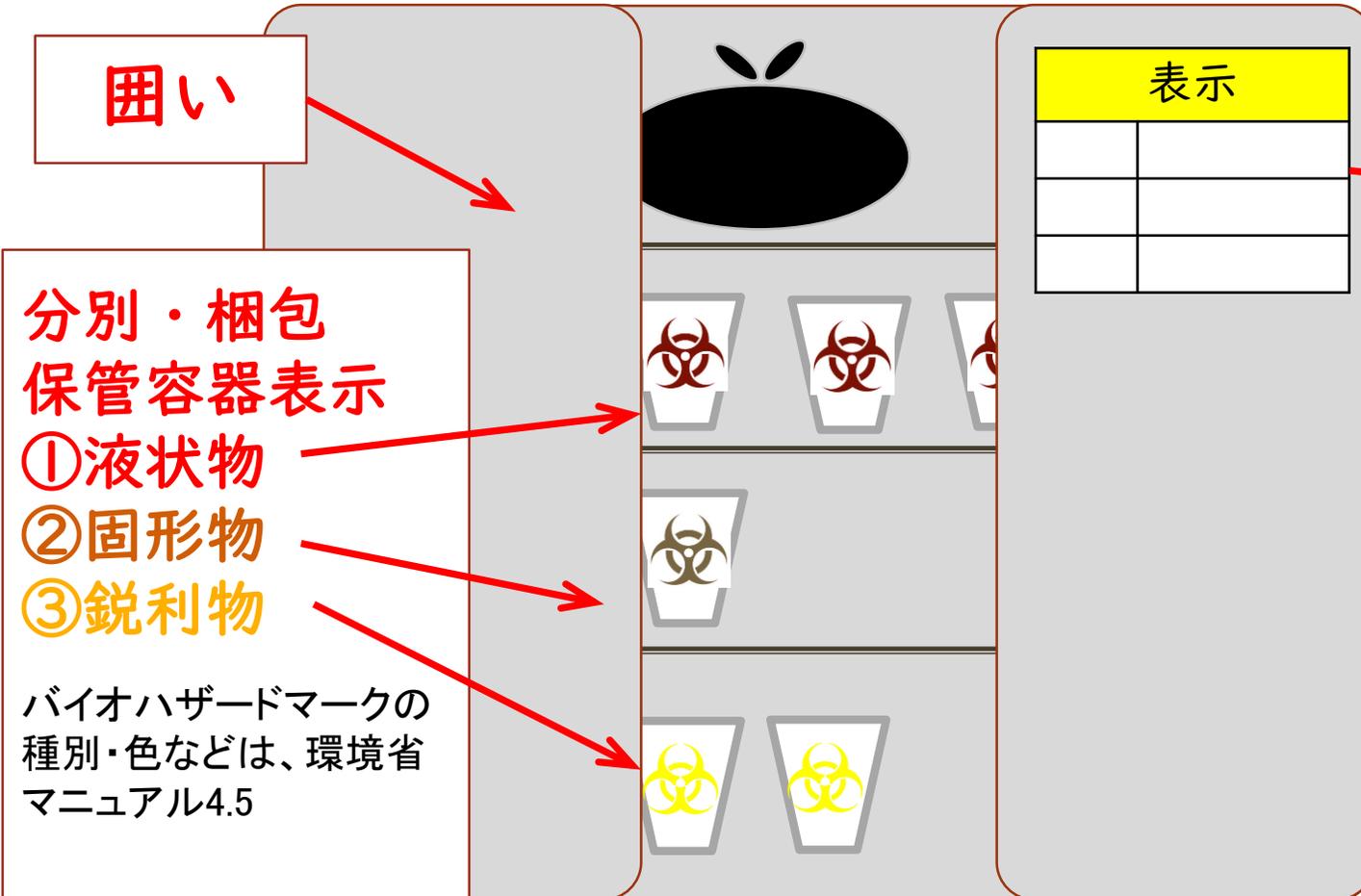
- 1 保管の場所には、**周囲に囲いを設け、必要事項を掲示すること。**
- 2 廃棄物が**飛散、流出、地下浸透、悪臭が発生しないように措置**を行うこと。
- 3 保管場所に**ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように**すること。
- 4 感染性廃棄物と**他の廃棄物が混入しないよう分別**すること。
- 5 感染性廃棄物は、収納しやすく、損傷しにくく、**密閉できる容器に入れて保管**すること。(運搬に係る基準のため)

※鋭利なものは耐貫通性、液状又は泥状のものは耐漏洩性等に留意

- 6 感染性廃棄物を収納した容器には、**感染性廃棄物である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示**すること。

2 保管基準 (感染性廃棄物保管の留意点等)

(特別管理) 産業廃棄物保管場所の例



サイズ **縦横60cm×60cm以上**

| (特別管理) 産業廃棄物保管場所 | |
|------------------|------------|
| 種類 | 感染性廃棄物 |
| 管理者氏名 | 〇〇病院 □□ △△ |
| 連絡先 | ××-××-×× |
| 保管高さ | ×× m |

※収集運搬者(委託した場合を含む)は、感染性廃棄物の種類、取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書を作成し携帯すること。
又は、運搬容器に当該事項が表示されていること。 (環境省マニュアル 6.1の解説2(4)(36頁)及び4.5(20頁))

3 運搬に関する基準（感染性廃棄物運搬の留意点等）

特別管理産業廃棄物の運搬の基準

（令第6条の5第1項第1号、第7条の2の2）

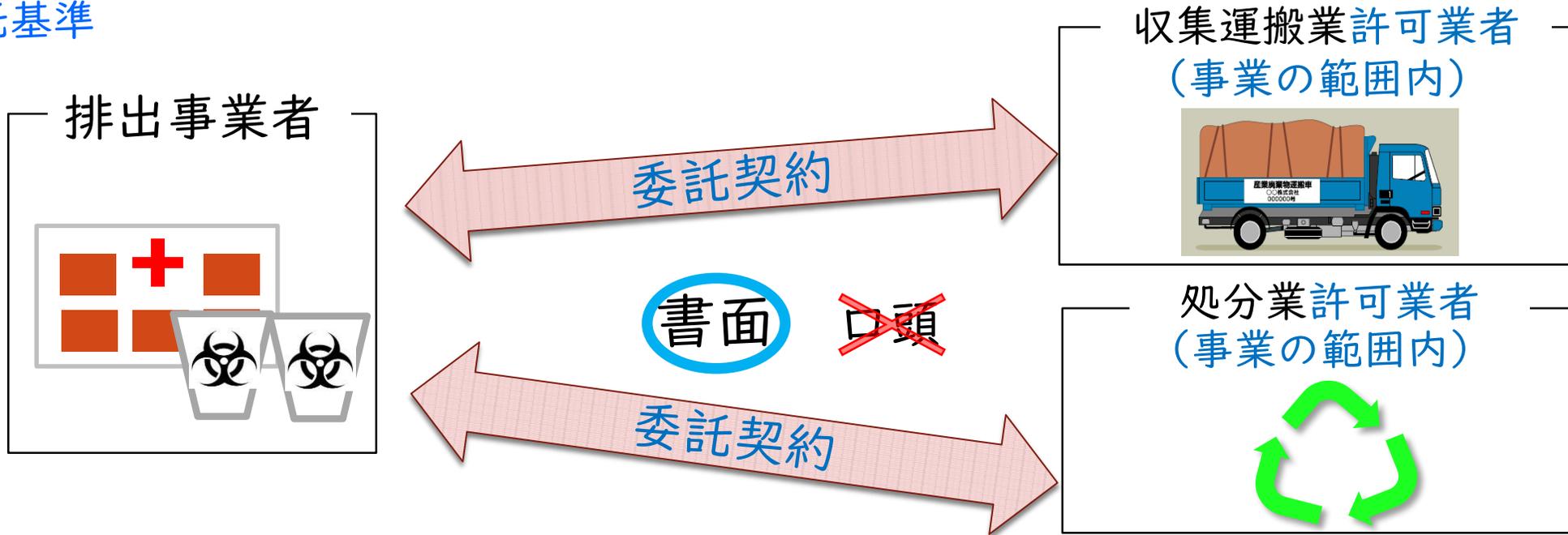
- ・ 共通編と大きな相違点はありません
- ・ 詳細は、環境省マニュアル 6.2「運搬車への表示及び書面の備え付け」（38頁）参照

環境省マニュアル 6.2「運搬車への表示及び書面の備え付け」

- 1 運搬車等は、感染性廃棄物の容器が車両等より落下し、及び悪臭が漏れるおそれのない構造を有するものとする。
- 2 運搬車の車体の外側には、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨等を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に運搬する感染性廃棄物の数量等を記載した書面を備え付けておくこと。

4 委託基準

委託基準



- ・ 排出事業者は**運搬**、**処分業許可業者それぞれと委託契約**が必要
- ・ 委託契約前に特別管理産業廃棄物の内容を、処理業者に文書で通知すること。
- ・ 委託する処理の内容が事業の範囲に含まれること（**注3**→次スライド）（感染性廃棄物を処理委託するには、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の処理業許可を有する業者であること。）
- ・ **書面**で契約（記載事項、添付書類について定めあり）
- ・ 委託契約書を**5年間**保存

4 委託基準

委託契約の際に許可証で確認すべき事項

◆業の区分

- ・産業廃棄物収集運搬業
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業
(感染性産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物の取扱いの有無)
- ・産業廃棄物処分業
- ・特別管理産業廃棄物処分業

◆許可期間

→許可期間を超えて委託すると、無許可業者への委託になる。

◆収集運搬業の場合、以下の事項

- 産業廃棄物の種類、積替え・保管の有無
- 発生地と処分地の許可の有無

◆処分業の場合、以下の事項

- 産業廃棄物の種類、処分の方法、施設の処理能力

→処分業者が取り扱うことができない廃棄物を委託した場合、委託基準違反になる。

同じプラスチックでも、廃棄物の種別が異なる場合があるため注意

<例>

使用済注射器 … 特別管理産業廃棄物のプラスチック
空のボトル … 産業廃棄物のプラスチック

5 産業廃棄物管理票

マニフェストの基準（法第12条の3）

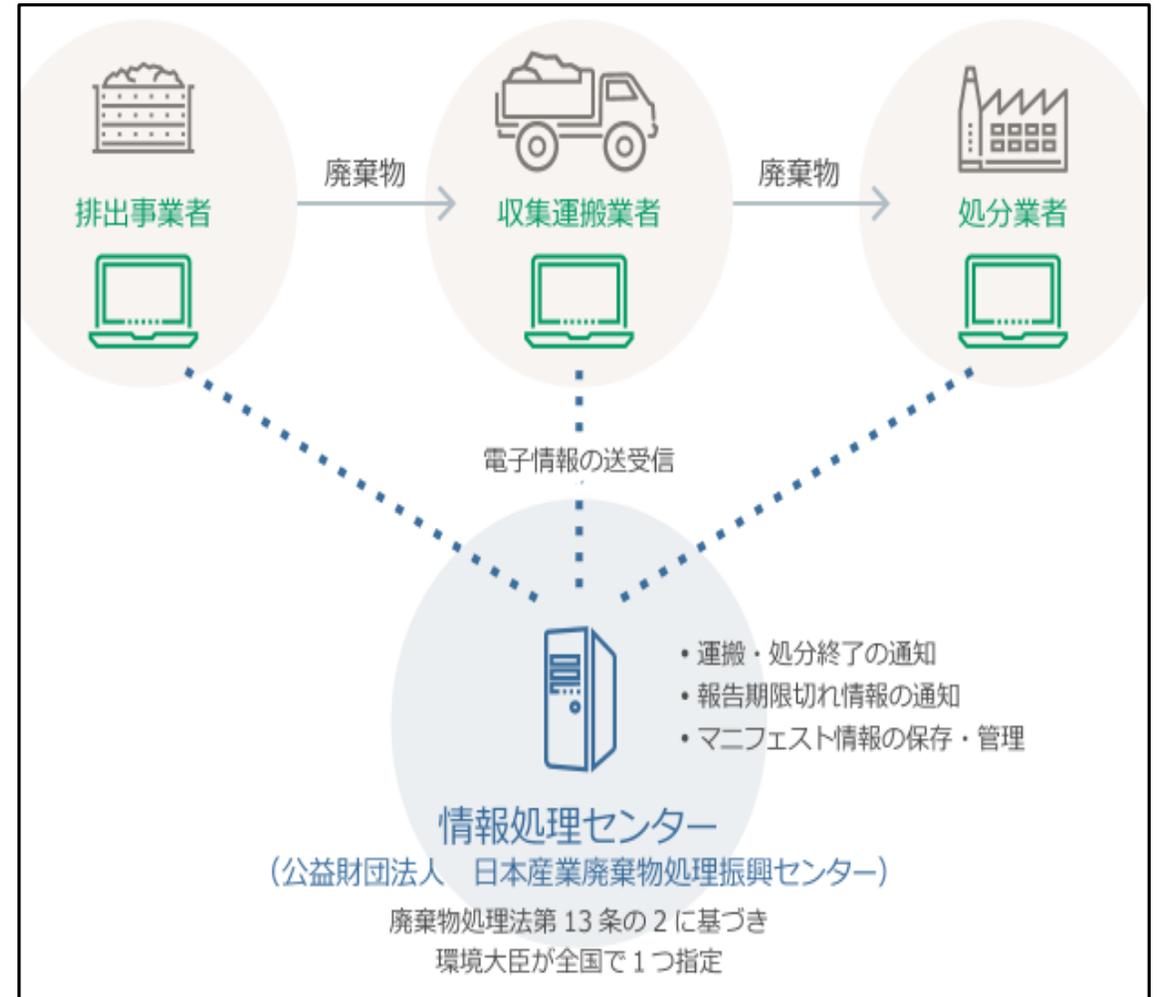
産業廃棄物の引渡しと同時に委託した者に対し、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。

- 1 産業廃棄物の引渡しと同時に委託した者に対して交付する。
- 2 産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付する。
- 3 廃棄物の種類、数量、受託者の氏名等を記載する。
- 4 紙マニフェストの保管期間は、交付した日から5年間。
- 5 管理票交付等状況報告書を作成し、都道府県知事（又は政令市長）に提出しなければならない。
- 6 マニフェストが返送されない場合やマニフェストに虚偽がある場合は、速やかに運搬又は処分の状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。

5 産業廃棄物管理票

電子 manifests の仕組み

- ・ manifests 情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処理業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組み。
- ・ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）が「情報処理センター」として指定され、電子 manifests システムの運営を行っている。
- ・ 電子 manifests を利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処理業者の3者が加入する必要がある。



6 水銀使用製品産業廃棄物の取扱い

水銀使用製品が産業廃棄物となった場合の取扱い

| 項目 | 概要 | 例（医療系の場合） |
|-------------|---------------------------------------|--|
| 水銀使用製品産業廃棄物 | 排出事業者が水銀使用製品であることが判別可能であり、産業廃棄物となったもの | 一次電池、蛍光灯 [°] 、HID ランプ [°] 、湿度計、圧力計、真空計、温度計、体温計、血圧計、X線管、医薬品、製剤… |
| 水銀含有ばいじん等 | 水銀又はその化合物を一定程度含む汚染物 | ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリで、水銀を一定以上含有するもの |

| 項目 | 措置 |
|-------------|--|
| 保管 | <ul style="list-style-type: none"> 他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること |
| 処理の委託 | <ul style="list-style-type: none"> 収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。 回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、可能な事業者へ委託すること。 |
| 収集運搬 | <ul style="list-style-type: none"> 他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。 破碎しないように容器に入れる等必要な措置を講ずること。（破碎禁止） |
| 処分・再生 | <ul style="list-style-type: none"> 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 回収の対象となる場合は、所定の措置・所定の方法をもって水銀を回収すること。 安定型最終処分場への埋立は行わないこと。 |
| 委託契約書等の記載事項 | <ul style="list-style-type: none"> 保管場所の掲示板、委託契約書、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、帳簿等に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を「含む」旨を明記すること。 |

7 不適切事例・誤りが多い取扱い等

| 項目 | (契約書関係) 不適切事項の内容 |
|------------------------|--|
| 記載漏れ | 数量、金額、期間等 運搬先住所、最終処分場所等 |
| 添付漏れ | 更新後の最新の許可証 許可更新手続中である場合、許可更新前の許可証 単価表や見積書等の別表により金額を示している場合に、 当該別表が添付されていない、又は最新の別表になっていない |
| 契約変更手続 | 産業廃棄物の種類の追加に伴う 変更契約手続きがなされていない |
| 積替え・保管がある場合の 契約書の不備 | 現場 → 積替え・保管場所 → 処分業者（処理施設） 現場から積替え・保管場所までの運搬契約はあるが、 積替え・保管場所から処理施設までの運搬契約が未締結 |

7 不適切事例・誤りが多い取扱い等

| 項目 | 不適切事項の内容 |
|----------------------|--|
| 保管場所の掲示漏れ | 特別管理産業廃棄物の掲示はあるが、産業廃棄物の保管場所の掲示が無かった |
| 交付状況報告の提出漏れ | 通常は電子マニフェスト使用なので不要だが、単発契約の紙マニフェスト交付分が漏れていた |
| 収集運搬実績の確認漏れ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤って特別管理産業廃棄物以外の廃棄物と一緒に搬出されていた ・ 収集運搬時の確認、実績報告の確認不備により、搬出誤りに気付かなかった |
| 委託した後の処理確認 (努力義務) | <p>処理が適切に行われているかの確認を行っていない 定期的に行うことが望ましい (実地・インターネット・優良産廃処理業者の情報公表など)</p> |
| 介護施設における紙おむつ | <p>事業所から排出された使用済紙おむつは、事業系一般廃棄物。 家庭から排出された使用済紙おむつは、家庭系一般廃棄物。 なお、訪問看護等の事業所職員が訪問先の家で交換等の対応をした場合でも、排出場所が家庭であれば家庭系一般廃棄物であることは変わらない。 感染性が否かは判断フローに基づき判断する。</p> |